

診断基準として特定の規定がない場合には、いずれの時期のもの検査データを記載しても良い。

()

6. 臨床調査個人票の作成にあたり、鑑別診断は空欄でも良い。

()

7. 臨床調査個人票の作成にあたり、診断のカテゴリーを選択していれば、根拠となる検査所見等は記載しなくて良い。

()

8. 臨床調査個人票の作成にあたり、重症度分類に関する事項は、臨床調査個人票記載日から直近6ヶ月以内で判断し、最も悪い状態を記載しなければならない。

()

9. 臨床調査個人票の作成にあたり、重症度分類に関する事項の「軽症」、「中等症」、「重症」の区分は、必ず該当する1項目を選択する。

()

10. 臨床調査個人票に画像等の添付が必要な場合、添付する資料は疾病の症状が確認できる資料でなければならない。

()

受講日	年 月 日
氏名	印
指定医番号 (指定済の方のみ)	
主たる勤務先の医療機関	
連絡先	〒